

出版流通と資料選択

奈良大学 竹田 芳則 (JLA認定司書第1152号)

はじめに (自己紹介など)

1. 図書館資料と図書館員

(1) 「図書館資料」の定義

・ 図書館法第3条

(図書館奉仕)

第三条 図書館は、図書館奉仕のため、土地の事情及び一般公衆の希望に沿い、更に学校教育を援助し、及び家庭教育の向上に資することとなるように留意し、おおむね次に掲げる事項の実施に努めなければならない。

一 郷土資料、地方行政資料、美術品、レコード及びフィルムの収集にも十分留意して、図書、記録、視聴覚教育の資料その他必要な資料(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。))を含む。以下「図書館資料」という。)を収集し、一般公衆の利用に供すること。

二 図書館資料の分類排列を適切にし、及びその目録を整備すること。

三 図書館の職員が図書館資料について十分な知識を持ち、その利用のための相談に応ずるようにすること。

(四～九省略)

(2) 「図書館情報資源」とは何か

・ これからの図書館の在り方検討協力者会議「これからの図書館像」2006(平成18)年3月

(1) 図書館の基本的在り方

ア 図書・雑誌・新聞等の出版物は、現代社会における知識と文化の有力な流通手段であり、将来、人類の文化遺産となる。これらの様々な出版物を収集・保存し、様々なサービスを通じてすべての人々に提供する図書館の基本的役割は今後も変わらない。これに加えて、インターネット等の電子情報へのアクセスを提供するとともに、電子情報を発信あるいは保存することもこれからの図書館の役割である。

・ これからの図書館の在り方検討協力者会議「司書資格取得のために大学において履修すべき図書館に関する科目の在り方について(報告)」2009(平成21)年2月

→これまでの「図書館資料」にネットワーク上の情報資源を加え、これらを含むものを「図書館情報資源」と位置付け。

(3) 図書館員の「資料に対する責任」

・ 図書館員の倫理綱領(日本図書館協会 1980年6月4日総会決議)

第4 図書館員は図書館の自由を守り、資料の収集、保存および提供につとめる。

第5 図書館員は常に資料を知ることにつとめる。

資料のひとつひとつについて知るということは決して容易ではないが、図書館員は常に資料を知る努力を怠ってはいない。資料についての十分な知識は、これまでも図書館員に対する最も大きな期待のひとつであった。図書館に対する要求が飛躍的に増大している今日、この期待もいちだんと高まっていることを忘れてはならない。さら

に、この知識を前提としてはじめて、潜在要求をふくむすべての要求に対応し、資料の収集・提供活動ができることを自覚すべきである。

2. 出版流通の概要

(1) 商品としての書籍出版の特性

- ・独自の価値をもつ創作物
- ・価値評価が多様
- ・影響力の測定が困難
- ・量より質を尊重
- ・多品種、少量生産物
- ・同一商品を反復購入しない
- ・文化性と商品性
- ・マスメディアとパーソナルメディアの両面性

(2) 日本の出版流通システムの特徴

- ①書店ルート＝通常ルート ②取次会社 ③委託販売、定価販売

(3) 出版物の販売ルート

- ・書店ルート
実店舗を持ち、出版物を販売する小売店を経由した出版物
- ・CVS ルート
コンビニエンスストアを経由した出版物
- ・インターネットルート
インターネット上の書店を経由した出版物
- ・その他取次経由ルート
大学生協、駅、スーパー・ドラッグストア等のスタンド店、二次卸を経由した出版物
- ・出版社直販ルート
出版社が取次を通さず販売店や読者へ販売した出版物

(4) 過去 15 年の出版物販売額の推移（2007 年～2022 年）

日販『出版物販売額の実態』による

- ・推定出版物販売額（総数）の推移
- ・書店ルートとインターネットルートの推移
- ・販売ルート別の出版物販売額（2007 年、2017 年、2022 年）

(5) 取次会社の機能と特徴

- ・商流機能
- ・物流機能
- ・金融機能
- ・情報機能
- ・大手 2 社（日販とトーハン）の寡占と巨大化

(6) 委託販売制度

- ・普通委託（新刊委託）
- ・長期委託
- ・常備委託
- ・買切扱い（注文品・買切・延勘）

(7) 再販制度（再販売価格維持制度）

- ・独占禁止法第 23 条（第 6 章 適用除外）

この法律の規定は、公正取引委員会の指定する商品であつて、その品質が一樣であることを容易に識別することができるものを生産し、又は販売する事業者が、当該商品の販売の相手方たる事業者とその商品の再販売価格（その相手方たる事業者又はその相手方たる事業者の販売する当該商品を買って販売する事業者がその商品を販売する価

格をいう。以下同じ。)を決定し、これを維持するためにする正当な行為については、これを適用しない。

(中略)

④著作物を発行する事業者又はその発行する物を販売する事業者が、その物の販売の相手方たる事業者とその物の再販売価格を決定し、これを維持するためにする正当な行為についても、第一項と同様とする。

- ・ここでいう「著作物」＝公正取引委員会が以下の6品目を指定
 - ① 書籍 ②雑誌 ③新聞 ④音楽用CD ⑤音楽用テープ ⑥レコード
- ・欧州主要国における書籍の価格拘束

3. 出版流通の課題と図書館

(1) 減り続ける出版販売額

- ・1996年に2兆6,564億円→2022年では1兆1,292億円(58%減)『出版指標年報2023』
- ・「雑高書低」から逆転現象

(2) 新刊点数と書籍販売額の推移

- ・書籍新刊点数 1996年に63,054点→2022年は66,885点(6%減) 『出版指標年報2023』
- ・1996年に1兆931億円→2022年では6,497億円(41%減)

(3) 大手出版社の寡占と空洞化

- ・全国の出版社 2,907社(日販「出版物販売額の実態」2022年版)
- ・売上高100億円以上の出版社は全体の1.0%(29社)→総売上高の52.5%を占める
- ・編集作業の外注化、編集者一人あたりの担当増加、出版企画の短期化など

(4) 消えゆく街の本屋さん

- ・全国の書店数(2023年)11,098店←10年で4,684店(42%)減少(JPO書店マスタ管理センター)
- ・「書店の大型化」が進み大型店舗のみが生き残る事態
Ex: 紀伊國屋書店は15年連続で黒字決算。連結売上高1209億円(前年比4.6%増)、当期純利益20億3200万円(同34.8%増)と大幅に伸長。

(5) 著作者・出版社・書店と図書館

- ・公共図書館での文芸書の取り扱いについて(2016年11月日本書籍出版協会文芸書小委員会)
- ・第103回全国図書館大会第21分科会における文春社長の発言(2017年10月13日)

4. 電子書籍と電子図書館

(1) 電子書籍の歴史

(2) 日本の電子書籍市場

- ・2011年度から2022年度(12年間)で629億円から6026億円に(9.6倍)
- ・出版物(紙と電子)市場の3割を超える市場規模に成長
→ただし、コミックが86.3%を占める(日本の特徴)

(3) 公立図書館の電子書籍貸出サービス(電子図書館サービス)

- ・導入自治体(2013年~22年の10年間) 17自治体から436自治体に

- ・計算上は日本の人口の50%以上が電子図書館サービスの対象に

(4) 電子図書館のサービスベンダー

(5) 電子図書館サービスの課題

一般社団法人電子出版制作・流通協議会（電流協）による、公共図書館の電子図書館・電子書籍サービス調査結果 2022年7月～8月実施（全国600館回答）

- ・提供されているコンテンツのタイトル数が少ない(78.2%)
- ・新刊のコンテンツが提供されにくい(87.8%)
- ・ベストセラーが電子書籍貸出向けに提供されない(78.8%)
- ・コンテンツの価格(84.0%)

(6) 公立図書館独自資料（地域資料等）のコンテンツ化

5. 蔵書構成と資料収集

(1) 蔵書の概念と特性

- ・図書館法第3条
- ・W. ワートマン「蔵書の性格の5原則」

(2) 資料収集方針と選択基準

- ・収集方針＝どのような蔵書をどのように構成していくかについての方針
- ・個々の資料を図書館の蔵書として収集すべきかどうかを判断するための基準
→収集方針から導き出されるもの

(3) 収集方針の住民への公開

- ・図書館の設置及び運営上の望ましい基準（平成24年文部科学省告示）
（参考）堺市立図書館資料収集管理方針（2016年10月1日制定）

<https://www.city.sakai.lg.jp/kosodate/library/gaiyou/h-siryo.html>